

「新型コロナウイルス」

日本テンプレヴァン(株)井上拓郎

「コロナウイルスによる影響」

日本のみならず世界各国に深刻な影響を及ぼしている新型コロナウイルス。中国武漢市から感染が広がったと言われておりますが、今や驚くべき感染力で世界中に猛威を振るっております。国内では一二、三八八名が感染し、三一七名の方がお亡くなりになっていきます。(厚生労働省発表四月二四日時点)東京都内でも、ほとんどの企業で時差出勤、テレワークを実施するようになり、主要な駅では人々の往来が七〇八割減り、都市部では人通りが疎らです。しかし全ての会社でテレワークが実施出来る訳でなく、出社の必要性がある方もおり、完全に人との接触を無くす事は困難です。その為、新型コロナウイルスの収束には、まだまだ時間がかかると言われております。皆様のご寺院でも、ご本堂や事務所の入り口にアルコールなどの消毒用スプレーを設置し、常時マスクを着用して参拝者の対応をされていると思います。緊急事態宣言の発令以降は、本山や大勢の参拝客が訪れるような寺院でも、参拝停止の措置に踏み切ったところが多く、三密(密集、密閉、密

接)を避ける事によって、人と人とが接触する機会が失われています。本来、布教活動は対面(フェイス・トゥ・フェイス)で行う事が一般的でしたが、コロナウイルスの影響で非対面での布教活動も見直されており、宗教界のIT化も加速すると思われまます。実際にあるご寺院では、写経や写仏の行事が中止になり、ホームページに写経のお手本や写仏の下絵を掲載し、印刷して利用できるようにしております。他にもWebカメラを用いて画面上の対面で檀信徒とのやり取りをされているご寺院もあります。弊社でもホームページの更新作業や新規の開設などIT(インフォメーション・テクノロジー)に関するご相談が増えました。勿論、ITは情報発信や手段の一つに過ぎませんが、この緊急事態を克服し、寺院運営を持続して行く為にも、有益な情報を収集し、あらゆる手段を講じる必要があります。コロナウイルス関連の各種政策等は、次でご紹介します。

「コロナウイルスに関する」

各種政策等について

● 持続化給付金(経済産業省)

コロナウイルスにより特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支援する為の給付金です。コロナウイルスの影響により前年同月比で売上が五〇%以上

減少している法人(または個人事業主)が対象となります。給付額は法人が二〇〇万円(個人事業主は一〇〇万円)となっております。医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象と明記してあり、宗教法人も対象となると思われまます。詳細につきましては、中小企業 金融・給付金相談窓口(〇五七〇―七八三一八三)へお問い合わせ下さい。この窓口では、融資に関する相談も行っております。

● 雇用調整助成金(厚生労働省)

文化庁宗務課より公益財団法人日本宗教連盟に、雇用調整助成金の特例措置の対象に宗教法人も対象となる旨の情報提供がありました。この特例措置は、申請を簡素化した内容に拡充するものであります。新型コロナウイルスにより、常勤職員、非常勤職員(パートタイマー、アルバイト)を休業させて「休業手当」を支給した場合、助成金(助成率九/一〇)を申請する事が出来ます。ただし労働保険に加入している宗教法人に限りまます。また申請期限が六月三〇日となっておりますので、対象となるご寺院さまは、都道府県労働局、もしくはハローワークにて詳細をお問い合わせ下さい。